

社会福祉法人七戸町社会福祉協議会居宅介護、重度訪問介護及び同行援護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者総合支援関係法令に基づき開設する事業所「社会福祉法人七戸町社会福祉協議会」（以下「事業所」という。）について定めるものとする。この事業所が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「居宅介護等」という。）の事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護等における運営の方針は、厚生労働大臣が定める基準による基本取扱方針及び具体的取扱方針に基づくものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- 1) 名称 社会福祉法人七戸町社会福祉協議会
- 2) 所在地 青森県上北郡七戸町字立野頭139番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、この事業所の従事者に対し、居宅介護等の実施に当たり、法令等において規定されている事項を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2) サービス提供責任者 3名
サービス提供責任者は、居宅介護計画等の作成及び説明を行うほか、居宅介護等の利用の申込みに係る調整、居宅介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たる。
- 3) 居宅介護員 7名
居宅介護員は、居宅介護計画等に基づき居宅介護等の提供に当たる。
- 4) 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 この事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月2日を除く。
- 2) 営業時間 午前7時から午後7時までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とし、状況によっては居宅介護等の提供が可能な体制とする。

(主たる利用対象者)

第6条 この事業所が行う居宅介護等の利用対象者は、次の各号のとおりとする。

- 1) 身体障害者
- 2) 知的障害者
- 3) 障害児
- 4) 精神障害者
- 5) 難病患者

(居宅介護等の内容)

第7条 この事業所が行う指定居宅介護の内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 居宅における身体介護が中心のもの
- 2) 通院介助（身体介護を伴う場合）が中心のもの
- 3) 家事援助が中心のもの
- 4) 通院介助（身体介護を伴わない場合）が中心のもの
- 5) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心のもの
- 6) 指定障害福祉サービスの利用者負担額に係る管理
- 7) 相談、助言

2 この事業所が行う指定重度訪問介護の内容は、次の各号のとおりとする。

- 1) 居宅における身体介護、家事援助等が比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に行われるもの

- 2) 第1号に外出時における移動中の介護を伴うもの
 - 3) 相談、助言
- 3 この事業所が行う指定同行援護の内容は、次の各号のとおりとする。
- 1) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
 - 2) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - 3) 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

（利用料その他の費用の額）

- 第8条 居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護等が法定受領サービスであるときは、通常その1割の額とする。
- 2 居宅介護等を第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、契約者からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、第9条に定める地域とそれ以外の地域との境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離（端数切捨）に、37円を乗じた額を徴収する。
 - 3 居宅介護等により、利用者の輸送を実施した場合は、第1項及び第2項に定める利用料のほかに、会長が別に定める輸送の対価を徴収する。
 - 4 第2項及び第3項に定める費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、契約者に対してその額等に関する説明を行い、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、青森県上北郡七戸町全域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 居宅介護等の提供に当たる従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（運営に関する重要事項）

- 第11条 居宅介護等の提供に当たる従業者の資質の向上のために、次の各号のとおり研修の機会を設けるものとする。
- 1) 採用時研修 採用後1月以内
 - 2) 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する
- 5 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日より5年間保存する。

（虐待防止に関する事項）

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- 1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 3) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。
 - 4) 事業所は、第13条第1項から第5項までの規定により苦情解決体制の整備をする。
 - 5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（苦情解決）

- 第13条 提供した居宅介護等に関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した居宅介護等に関し、障害者自立支援法（以下「法」という。）第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従

って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した居宅介護等に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは居宅介護等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族等からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した居宅介護等に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族等からの苦情に関して都道府県知事又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の施行により、平成17年4月1日制定の社会福祉法人七戸町社会福祉協議会身体障害者居宅介護等事業運営規程は、廃止する。

この規程の施行により、平成17年4月1日制定の社会福祉法人七戸町社会福祉協議会知的障害者居宅介護等事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の名称を、社会福祉法人七戸町社会福祉協議会居宅介護、重度訪問介護及び同行援護事業所運営規程とする。
- 2 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。